

2014年11月7日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

日本医療労働組合連合会
執行委員長 中野 千香子
女性協議長 山口 早苗

母性保護と両立支援に関する要請書

日本医労連は2013年度「看護職員の労働実態調査」を実施し、32,372人分を集約しました。2011年6月に「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組みについて」の5局長通知発出後の今回の調査結果は、改善されない長時間夜勤と過重労働、慢性疲労と健康悪化、そして深刻な母性保護破壊の実態が明らかになりました。生理休暇取得については87.9%が「全くとれていない」と回答しています。また、妊娠者の3分の1が夜勤免除されず、3人に1人が切迫流産、10人に1人が流産と、これは女性労働者平均の2倍近い実態となっています。自由記載欄には妊娠を告げても人員不足により夜勤免除や業務軽減が実行されない実態や、子育てしながら働くことが難しい実態が数多く寄せられています。このような実態は、介護職員実態調査でも同様です。すでに夜勤交替制勤務の安全と健康への有害性は、慢性疲労・睡眠障害、循環器系障害、過労死、長期的には発がん性（国際研究機関が指摘）などが科学的にも明らかにされています。安倍政権が医療介護分野を『成長戦略』と位置づけ、『子育て支援』や『女性の活躍』『女性がかがやく社会』を政策の柱にするのなら、女性が多数をしめ夜勤交替制勤務をこなしている医療・介護従事者の母性保護や両立支援などについて、より手厚い労働環境の整備・改善に対する対策や法整備をお願いします。早急に下記の要求について対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 医療・介護従事者の母性保護の拡充についての要求

女性の深夜・長時間労働が精神的および内分泌環境に及ぼす影響は明らかになっています。夜勤・交替制勤務を担う医療・介護労働者に対して、下記の内容について特別な対策を講じること。

- ① 生理休暇の完全取得にむけた人員配置の義務化など取得率を上げる施策を講ずること。
- ② 長時間労働・長時間夜勤を是正し、「1日8時間」「勤務間隔16時間以上」「夜勤は当月8日以内」を法制化すること。
- ③ 妊娠判明と同時の夜勤免除、軽易な業務への転換、勤務時間の短縮や、時間外・休日労働の免除等、妊産婦に対する保護措置を申請制ではなく制度化すること。また、それに必要な人員配置を義務付けること。
- ④ 母性保護や育児・介護にかかわる法律違反の是正指導を強化すること。事業所・労働

者に母性保護・妊娠出産などの権利の徹底を指導強化すること。

- ⑤ 以下の母性保護拡充策を取った施設に助成措置をすること。
 - 不妊・不育治療者への時間外・夜勤免除、通院休暇制度等を設けること。
 - 更年期における体調不良に際し、夜勤免除や休暇の制度をつくること。
 - 45歳以上軽減、50歳以上禁止など、加齢による夜勤軽減策をとること。

2. 医療・介護従事者の仕事と生活を両立させてはたらし続けるための施策

の拡充・指導の強化を求める

約70万人と言われている潜在看護職が就業していない理由に「子育て」「家事と両立しない」が挙げられています。医療介護職場の人員確保対策の意味も含め「家庭も子育ても両立できるよう」対策と施策を講ずるようお願いします。

医療・介護職場の人員確保対策の意味も含め、「家庭も子育ても両立できるよう」な対策を講ずること。

- ① 就学前の子を持つ家族的責任のある労働者に対する時間外・休日・深夜労働の原則禁止など制限すること。
- ② 育児休業を原則1歳未満から3歳までに拡充すること。またそれに必要な人員配置について指導強化し、施設に対して助成すること。
- ③ 介護休暇制度の1年以上への拡充をすること。またそれに必要な人員配置を指導強化し、施設に対して助成すること。
- ④ 所定時間外労働の免除の義務化を拡充すること。またそれに必要な人員配置を指導強化し、施設に対して助成すること。
- ⑤ 育児短時間勤務制度がきちんと活用されるよう、必要な人員配置を指導強化し、施設に対して助成すること。
- ⑥ 新たな財政支援制度（基金）の運用にあたって、院内保育所補助をこれまでの実績を減じさせることなく、大幅に増額すること。
- ⑦ 老健施設や介護施設の職員確保対策として、事業所内保育所への補助金を拡充すること。

3. 国際基準であるILO第149号条約（看護職員）・第171条約（夜業）・

第183条約（母性保護）を批准にむけて働きかけをすること

以 上